

福山市地域福祉計画 2027 策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

福山市地域福祉計画 2027 策定支援業務

2 業務目的

社会福祉法第 107 条に基づき、市民、行政、関係機関・団体などが相互に助け合い、誰もが住みなれた地域で、安心して暮らしていくことができるよう、保健・福祉以外のまちづくり関連分野とも連携して、総合的に地域福祉を推進するための方向性を示す福山市地域福祉計画 2027 を策定する。

本業務は、福山市地域福祉計画 2022 の評価及び本市の実情や地域の特性を踏まえ、社会動向、関連法令及び本市関連計画との整合性に留意しながら、2026 年度（令和 8 年度）の 1 年間で策定することを目的とする。

3 委託契約期間

契約締結の日から 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日まで

4 業務の概要

(1) 対象地域

福山市内全域

(2) 業務内容

福山市地域福祉計画 2027 策定のため、概ね次の業務を行うものとする。

なお、業務内容は、福山市地域福祉計画 2027 の策定に向けて必要と考えられる事項を示したものであり、プロポーザルの実施によって決定した受注者の企画提案により調整することとする。

ア 現状の分析及び課題の整理

(ア) 市が保有する関連計画に係るアンケート等、既存情報を活用した地域福祉に関する現状把握及び地域課題の整理、分析

- ・年齢別人口一覧表
- ・まちづくりに関するアンケート
- ・高齢者福祉に関するアンケート
- ・こども・子育てに関するアンケート 等

(イ) 地域の関係者へのヒアリング

ヒアリング内容の検討・提案、事務局としての同席及び議事録作成（5 回程度）

(ウ) 地域課題報告書作成

※地域課題報告書の作成時期目安：2026 年（令和 8 年）7 月末まで

イ 福山市地域福祉計画の骨子及び素案策定

(ア) 現状把握（統計的把握、上位計画及び関連計画の動向調査、法令改正の把握、盛り込むべき施策の実態把握）

(イ) プランニング作業（骨子の検討、計画の構成及び内容の検討、素案作成）

※骨子の作成時期目安：2026年（令和8年）7月末まで

※素案の作成時期目安：2026年（令和8年）10月末まで

(ウ) 数値目標及び活動指標の設定・提案

上記ア及び他市の状況等を踏まえた数値目標及び活動指標（案）の提案

※作成時期目安：2026年（令和8年）9月末まで

(エ) 盛り込むべき事項

・社会福祉法第107条第1項各号に規定する地域福祉の推進に関する事項

・「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（令和3年3月31日付け子発0331第10号・社援発0331第16号・障発0331第10号・老発0331第5号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長通知）」に記載のある事項

ウ 地域福祉計画書及び地域福祉計画書概要版の編集

素案策定後、社会福祉審議会、パブリックコメント実施等の結果を受け、素案への反映やデザイン等の最終的な調整を行い、地域福祉計画2027として策定する。本プランについては、オリジナル版の他、ルビ版及び視覚障がい者用テキスト版の作成も行う。概要版については、漢字には、発注者が提供する資料を参考に受注者がルビを振るとともに、各ページに音声コードを付すこと。

エ 社会福祉審議会（3回程度）及びパブリックコメントで使用する資料作成

オ 社会福祉審議会への事務局としての同席及び議事録作成（3回程度）

開催時期（予定）：2026年（令和8年）8月、11月、翌年2月

※受注者は社会福祉審議会へ同席し、会議内での委員の意見や発注者の答弁に関する記録や課題を取りまとめ、各会議開催日の5営業日後までに発注者に電子データで提供するとともに上記ア～オの成果品に対し反映させること。

(3) その他

ア 福山市地域福祉計画2027策定に係る協議・検討資料については、履行期間中に提出を求めることがある。

イ 福山市総合計画や福山市が策定する個別の福祉計画、福山市地域福祉活動計画及び協働のまちづくり指針等との整合を図りながら計画の検討を行うこと。

ウ 業務の実施に当たり生じた旅費及び郵送料等の経費については受注者の負担とする。

エ 業務の実施に当たり、打ち合わせた結果は記録簿にとりまとめ、速やかに発注者に提出して了解を得ること。

オ 業務の目的を達成するために、発注者は受注者に対し業務の進捗状況に関する必要な指示を行うことができる。

カ 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

5 成果品

(1) 本業務の成果品及び納入方法は次のとおりとする。また、成果品については、受注者において責任をもって校正した後、発注者の確認を受けること。

ア 地域福祉計画書（カラー A4判 40頁程度）

納入方法 電子データ（電子メール）

イ 概要版（カラー A4判 10頁程度）

納入方法 紙媒体1,000部及び電子データ（電子メール）

ウ 地域課題報告書（カラー A4判 20頁程度）

納入方法 電子データ（電子メール）

エ 地域課題報告書の作成にあたり実施した既存情報の分析結果及びヒアリングの議事録（5回）

（上記4(2)ア(ア)(イ)）

納入方法 電子データ（電子メール）

オ 社会福祉審議会等の会議（3回程度）及びパブリックコメントで使用する資料

納入方法 電子データ（電子メール）及び紙媒体20部（各社会福祉審議会）

カ 社会福祉審議会の議事録（3回程度）

納入方法 電子データ（電子メール）

※上記ア～カのデータ形式は、Microsoft 社 Windows11pro、Word2019 で対応可能かつ加工可能なものとする。

6 納入場所

成果品の納入場所は、福山市保健福祉局福祉部福祉総務課とする。

7 その他

(1) 受注者は、本業務の履行に当たっては、契約約款及び本仕様書に基づき実施すること。なお、市と適宜打合せ、協議を行うとともに、契約約款及び本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は速やかに市と協議し、指示を受けるものとする。

(2) 本委託業務の履行に伴い発生する全ての成果品に係る著作権は、本市に帰属するものとする。また、受注者は発注者の承認を得ずに使用又は公表しないこと。

(3) 成果品の納品日は、双方協議の上、決定するものとする。

(4) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務について、本市と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。

(5) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

(6) 受注者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報の内容を他の目的に使用し、又は第三者に開示・漏えいしてはならない。この契約完了後又は契約解除後も同様とする。